

第73号（令和3年7月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

**[告示]**

- △ 簡易な方法により本人開示を実施する保有個人情報の一部改正【市民局市民情報課】 3
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 4
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更【健康福祉局医療援助課】 5
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 6
- △ 指定居宅サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】 7

**[公告]**

- △ 大規模小売店舗の届出に対する意見【経済局商業振興課】 8
- △ 計画段階配慮書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 11
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】 12
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壤環境課】 13
- △ 横浜農業振興地域整備計画の変更【環境創造局農政推進課】 14
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 15
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 16
- △ 同【建築局調整区域課】 17
- △ 同【建築局調整区域課】 18
- △ 同【建築局調整区域課】 19
- △ 同【建築局調整区域課】 20
- △ 同【建築局調整区域課】 21
- △ 同【建築局調整区域課】 22
- △ 同【建築局調整区域課】 23
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 24
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 25
- △ 同【建築局建築指導課】 26
- △ 同【建築局建築指導課】 27

**[達]**

- △ 横浜市市民局スポーツ統括室に勤務する職員の勤務時間に関する規程【市民局オリンピック・パラリンピック推進課】 28

**[区告示]**

- △ 地縁による団体の認可【金沢区地域振興課】 30
- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】 31
- △ 同【神奈川区地域振興課】 32
- △ 同【戸塚区地域振興課】 33
- △ 同【戸塚区地域振興課】 34
- △ 同【戸塚区地域振興課】 35
- △ 同【戸塚区地域振興課】 36

△	同	【戸塚区地域振興課】	37
△	同	【戸塚区地域振興課】	38
△	同	【中区地域振興課】	39
△	同	【栄区地域振興課】	40
△	同	【栄区地域振興課】	41
△	同	【栄区地域振興課】	42
△	同	【栄区地域振興課】	43
△	同	【栄区地域振興課】	44
<b>【水道局】</b>			
△	横浜市水道局企業職員の職務発明に関する規程の一部を改正する規程【資産活用課】		45
<b>【交通局】</b>			
△	横浜市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程【高速鉄道本部営業課】		46
△	横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】		47
△	職員の懲戒処分【人事課】		51
<b>【区選挙管理委員会】</b>			
△	選挙人名簿の登録の移替えの延期【鶴見区】		52
△	同	【神奈川区】	53
△	同	【西区】	54
△	同	【中区】	55
△	同	【南区】	56
△	同	【港南区】	57
△	同	【保土ヶ谷区】	58
△	同	【旭区】	59
△	同	【磯子区】	60
△	同	【金沢区】	61
△	同	【港北区】	62
△	同	【緑区】	63
△	同	【青葉区】	64
△	同	【都筑区】	65
△	同	【戸塚区】	66
△	同	【栄区】	67
△	同	【泉区】	68
△	同	【瀬谷区】	69
<b>【監査委員】</b>			
△	包括外部監査人の監査の事務を補助する者【監査管理課】		70
<b>【職員共済組合】</b>			
△	横浜市職員共済組合の保有する情報の公開に関する規程の廃止【職員共済課】		71
△	横浜市職員共済組合事務局処務規程の一部改正【職員共済課】		72
△	横浜市職員共済組合個人情報情報の保護に関する規程の一部改正【職員共済課】		73
<b>【その他】</b>			
△	第11回九都県市合同防災訓練・凶上訓練企画実施等業務委託に関する一般競争入札の施行【総務局緊急対策課】		74
△	電子署名に用いる証明書【総務局行政マネジメント課】		77
△	電子署名に用いる証明書の失効【総務局行政マネジメント課】		78

告示

横浜市告示第 425 号

簡易な方法により本人開示を実施する保有個人情報の一部改正

簡易な方法により本人開示を実施する保有個人情報（平成17年4月横浜市告示第 194 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 7 月 5 日

横浜市長 林 文 子

4 の(1)の表中に

「

就職氷河期世代を対象とした横浜市職員採用試験	第一次試験不合格者の総合順位、各試験科目の得点及び総合得点	第一次試験の合格発表日から2週間	人事委員会事務局任用課
------------------------	-------------------------------	------------------	-------------

」

を追加する。

横浜市告示第 426 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和3年7月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年7月1日	横浜糖尿病クリニック	西区高島二丁目14番17号	病院又は診療所
同	くにもとライフサポートクリニック	港北区樽町四丁目4番44号	同
同	かがみとつかクリニック	戸塚区戸塚町 3,843番地の1	同
同	ツバキ薬局	青葉区あざみ野一丁目26番地の10	薬局
同	ホッペ薬局新横浜駅前店	港北区篠原町 2,865番地	同
同	上永谷調剤薬局	港南区上永谷二丁目22番29号	同
同	クリエイト薬局羽沢横浜国大駅前店	神奈川区羽沢南二丁目44番5号	同
同	ウイン調剤薬局日吉5丁目店	港北区日吉五丁目15番45号	同
同	ライフウェル訪問看護ステーション横浜南	南区日枝町5丁目127番地の9	訪問看護

横浜市告示第 427 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月5日

横浜市長 林 文子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年 5月10日	ふれーず訪問看護 ステーション	(新) 神奈川区神奈川二丁目15番地の2	訪問看護
		(旧) 神奈川区反町1丁目5番地の17	
令和3年 5月20日	ソフィア訪問看護 ステーション日吉	(新) 港北区日吉一丁目4番27号	同
		(旧) 港北区日吉一丁目4番1号	
令和3年 5月31日	リカバリースマイル	(新) 鶴見区鶴見中央二丁目8番33号	同
		(旧) 鶴見区駒岡四丁目26番14号	

横 浜 市 告 示 第 428 号

児 童 福 祉 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 に よ る 改 正 後 の 児 童 福  
祉 法 に 基 づ く 指 定 小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 機 関 の 廃 止

児 童 福 祉 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （ 平 成 26 年 法 律 第 47 号 ） に よ る  
改 正 後 の 児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 19 条 の 9 第 1 項 の  
規 定 に よ る 指 定 小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 機 関 か ら 、 次 の と お り 業 務 を  
廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月 日	医療機関名	所在地	担当する医療 の種類
令和3年 4月18日	あけぼの薬局瀬 谷店	瀬谷区南台二丁目8 番地の6	薬局

横 浜 市 告 示 第 429 号

指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 の 指 定

介 護 保 険 法 ( 平 成 9 年 法 律 第 123 号 ) 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に よ り  
、 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
株 式 会 社 学 研 コ コ フ ァ ン	コ コ フ ァ ン 日 吉 7 丁 目	港 北 区 日 吉 七 丁 目 6 番 21 号	令 和 3 年 7 月 1 日	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護

## 公 告

## 横 浜 市 公 告 第 404 号

大規模小売店舗の届出に対する意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について次のとおり意見が述べられたので、同条第3項の規定に基づき、その意見書をこの公告の日から1か月間一般の縦覧に供する。

令和3年7月5日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）三和青葉区もえぎ野商業施設計画  
青葉区もえぎ野1番の2
- 2 意見の概要
  - (1) 施設の自動車・自転車出入箇所への警備員の配置  
施設の自動車・自転車の出入り口付近には近隣住民の駐車場があり、施設側の出入庫と住民側の出入庫のタイミングが重なると、住民側の出入庫が出来なくなることが想定され、また、事故の可能性も高くなると考えられます。そこで施設からの出入庫がある時間帯は各出入口付近に警備員を配置し、住民側の出入庫が妨げられることのないようにして頂きたいです。結果として事故の軽減にもつながると考えます。三和側は駐車場出口に関して、住宅の車庫に向かって車が出て行くこと、それにより駐車場出入口付近における危険性が高まることを認識しています。もし駐車場出入口で事故が発生した場合は第三者ではなく三和が当事者として賠償など責任を担って頂きたいです。市道出入口は幅が狭いので事故が起きてしまった場合は、事故防止の更なる強化対策をして頂きたい、もしくは出入口の閉鎖をお願いいたします。
  - (2) 付近住宅・住民のプライバシー確保のための対応（施設側からの視線）  
店舗側から近隣住宅の内部が見えてしまう事のないよう十分に対応し、住民プライバシーへの配慮がなされるようお願いいたします。
  - (3) 店舗駐車場に隣接する住宅及びマンションに対する保護と騒音への対応  
店舗駐車場（屋上）にフェンス等を設置し、隣接する住宅及びマンションのプライバシーの保護と騒音への対応をお願いし



ます。

- (4) 騒音、悪臭、害虫、害獣への対応  
騒音、悪臭、害虫、害獣の対策は事前にお問い合わせ致します。施設開店後に上記の被害があった場合は、即時のご対応をお願い致します。
- (5) 夜間の安全対策  
以前の商業施設営業時の経験では、深夜に敷地内に入り込み大声を出す、スケートボードなどで大きな音を立てるといふ人達がいました。この様な行為は犯罪にも繋がりかねないので、店舗閉店後は敷地内に入り込めない様に対策をお願い致します。また、暗い場所には犯罪防止の為、防犯灯等の設置を依頼します。
- (6) 景観、生活に支障を来たす事象に対する対応処理  
建築前の説明では建物に関する説明は受けておりましたが、三和のサインに関する説明は受けておりませんでした。突然建築途中に景観を損なうサインが設置され、開店後はライトが点灯する場合、生活に支障を来たしますのでご対応策をお知らせください。また緑化の進行状況について進捗の報告をお願いします。
- (7) 開店後の車の流れ（出入庫）に関し、変更となった経緯と改訂内容の説明  
当初の計画から変更になっている出入庫や付近の車の流れが気になります。もえぎ野公園に抜ける道を猛スピードで走られると危険ですし、現状の静かな佇まいが一気に変わりかねません。今の静かな環境を守れるのでしょうか？現行の計画に基づいた説明を依頼します。また併せて近隣の渋滞対策。特にジョナサン交差点の渋滞対策についても説明をお願いします。
- (8) 歩行者の安全確保  
特に北側ジョナサン交差点からケアプラザの交差点にかけて、車の流れ、施設への出入りと歩行者導線について改めて説明をお願いします。
- (9) 付近の道路、住宅、公園へのゴミのポイ捨て対策  
三和の来店客による、ゴミのポイ捨て対策の指針をお知らせください。
- (10) 開店後の担当窓口の開設  
開店後に近隣住民の対応をして頂ける窓口の設置を希望します。通常時の依頼相談窓口というだけでなく、緊急時に即時対応頂ける連絡先設定や体制構築、及びその内容を近隣住民へ周知徹底するよう依頼します。

### 3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

## 横 浜 市 公 告 第 405 号

## 計 画 段 階 配 慮 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 8 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 ア サ ヒ プ リ テ ッ ク 株 式 会 社 横 浜 工 場 廃 棄 物 発 電 焼 却 施 設 の 建 設 事 業 に 係 る 計 画 段 階 配 慮 書 （ 以 下 「 配 慮 書 」 と い う 。 ） の 提 出 が あ っ た の で 、 条 例 第 9 条 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 配 慮 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

配 慮 書 に つ い て 環 境 の 保 全 に 関 す る 情 報 を 有 す る 者 は 、 条 例 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 縦 覧 期 間 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 環 境 情 報 を 記 載 し た 書 面 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 計 画 段 階 事 業 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地  
ア サ ヒ プ リ テ ッ ク 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 中 西 広 幸  
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 7 番 12 号
- 2 事 業 の 名 称  
ア サ ヒ プ リ テ ッ ク 株 式 会 社 横 浜 工 場 廃 棄 物 発 電 焼 却 施 設 の 建 設 事 業
- 3 事 業 を 実 施 し よ う と す る 区 域  
鶴 見 区 大 黒 町 18 番 の 46 ほ か
- 4 縦 覧 場 所  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課  
鶴 見 区 鶴 見 中 央 三 丁 目 20 番 1 号  
横 浜 市 鶴 見 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
- 5 縦 覧 期 間  
令 和 3 年 7 月 5 日 か ら 令 和 3 年 7 月 19 日 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 406 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
金 沢 区 大 川 12 番 の 31 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 407 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和  
3 年 1 月 横 浜 市 公 告 第 29 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を 解  
除 す る。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
戸 塚 区 秋 葉 町 字 稻 荷 下 440 番 の 1、字 廣 町 444 番 の 2 及 び 字 神  
楽 畑 474 番 の 1 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物、ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

## 横 浜 市 公 告 第 408 号

## 横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の 変 更

農 業 振 興 地 域 の 整 備 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 44 年 法 律 第 58 号 ） 第 13 条  
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 を 変 更 し た の で 、  
次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 変 更 区 域  
恩 田 川 沿 岸 地 区 （ A - 20 ）  
青 葉 区 恩 田 町 区 域
- 2 縦 覧 場 所  
都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号  
横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所  
戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17  
横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所
- 3 縦 覧 時 間  
午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

横 浜 市 公 告 第 409 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 3 年 6 月 1 日	00966	日 新 工 業 株 式 会 社	川 村 一 徳	(新) 川 崎 市 麻 生 区 片 平 5 丁 目 9 番 6 号
				(旧) 川 崎 市 麻 生 区 向 原 3 丁 目 14 番 19 号
令 和 3 年 6 月 1 日	11498	ミ サ ワ ホ ー ム 建 設 株 式 会 社	高 橋 吉 教	(新) 川 崎 市 宮 前 区 初 山 1 丁 目 24 番 11 号
				(旧) 大 和 市 深 見 西 8 丁 目 6 番 18 号

## 横 浜 市 公 告 第 410 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 12 月 9 日 第 31 開 1809 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
都 筑 区 南 山 田 三 丁 目 43 番 1 号  
学 校 法 人 サ レ ジ オ 学 院  
理 事 長 長 澤 幸 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
都 筑 区 南 山 田 町 4,591 番 の 1 並 び に 南 山 田 三 丁 目 42 番 及 び 43 番  
の 1



横 浜 市 公 告 第 411 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
 の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
 令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
 令 和 元 年 12 月 27 日 第 31 開 1713 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
 東 京 都 練 馬 区 石 神 井 町 2 丁 目 26 番 11 号  
 一 建 設 株 式 会 社  
 代 表 取 締 役 堀 口 忠 美  
 東 京 都 港 区 北 青 山 3 丁 目 6 番 23 号  
 株 式 会 社 プ ロ ス タ イ ル  
 代 表 取 締 役 社 長 親 松 聡
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
 青 葉 区 市 ケ 尾 町 20 番 の 3

## 横 浜 市 公 告 第 412 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 5 月 20 日 第 2020 開 201 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 片 倉 三 丁 目 1 番 23 号  
三 枝 直 廉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
神 奈 川 区 片 倉 三 丁 目 615 番 の 4 、 619 番 の 1 の 一 部 及 び 620 番  
の 1

横 浜 市 公 告 第 413 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 10 月 9 日 第 2020 開 1406 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
相 模 原 市 中 央 区 富 士 見 2 丁 目 8 番 8 号  
住 宅 情 報 館 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 黒 羽 秀 朗
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
瀬 谷 区 阿 久 和 南 四 丁 目 4 番 の 5 及 び 4 番 の 29 から 4 番 の 38 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 414 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 1 月 14 日 第 2020 開 1610 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
横 須 賀 市 日 の 出 町 1 丁 目 7 番 地  
株 式 会 社 ベ ル テ ッ ク ス  
代 表 取 締 役 武 田 哲
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
泉 区 白 百 合 一 丁 目 759 番 の 1 、 759 番 の 3 、 759 番 の 9 、 759  
番 の 10 及 び 760 番 の 6 か ら 760 番 の 10 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 415 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 1 月 27 日 第 2020 開 1808 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 2 丁 目 4 番 1 号  
株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス ・ デ ィ ベ ロ ッ プ メ ン ト  
代 表 取 締 役 福 岡 良 介
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
都 筑 区 池 辺 町 4,501 番 の 1 から 4,501 番 の 6 ま で 及 び 4,556 番  
の 1 から 4,556 番 の 25 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 416 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 4 月 5 日 第 2020 開 1119 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
埼 玉 県 戸 田 市 美 女 木 5 丁 目 19 番 地 の 8  
株 式 会 社 エ ス ケ ー サ ー ビ ス  
代 表 取 締 役 社 長 竹 内 照 次
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 新 羽 町 1,256 番 の 1 、 1,256 番 の 3 、 1,256 番 の 4 、 1,  
257 番 の 1 、 1,257 番 の 3 、 1,257 番 の 4 、 1,258 番 の 1 から 1,  
258 番 の 3 ま で 、 1,259 番 の 1 の 一 部 、 1,259 番 の 6 の 一 部 、 1,  
259 番 の 7 の 一 部 及 び 1,260 番 の 1 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 417 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 4 月 21 日 第 2021 開 1102 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 北 区 新 羽 町 2,188 番 地  
酒 川 正
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 新 羽 町 2,182 番 の 1 及 び 2,182 番 の 5

## 横 浜 市 公 告 第 418 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 6 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 6 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
24.95 m
- 5 指 定 の 場 所  
港 南 区 笹 下 五 丁 目 3,662 番 の 8 、 3,665 番 の 14 、 3,665 番 の 16  
及 び 3,665 番 の 37
- 6 申 請 者 の 氏 名  
有 限 会 社 アイ ジ ー 開 発  
代 表 取 締 役 岩 橋 幸 城



## 横 浜 市 公 告 第 419 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号

第 40 ・ 17 号

2 廃 止 年 月 日

令 和 3 年 6 月 17 日

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.50 m

4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

220.80 m

5 廃 止 の 場 所

南 区 永 田 山 王 台 934 番 の 57 地 先 から 1,772 番 の 343 地 先 まで

## 横 浜 市 公 告 第 420 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 44 ・ 52 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 3 年 6 月 22 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
80.50 m
- 5 廃 止 の 場 所  
港 北 区 樽 町 一 丁 目 56 番 の 27 地 先 か ら 95 番 の 59 地 先 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 421 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 35 ・ 3 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 3 年 6 月 22 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
156.10 m
- 5 廃 止 の 場 所  
都 筑 区 東 山 田 町 1,413 番 の 6 地 先 から 1,413 番 の 16 地 先 まで

達

達 第 23 号 ( 令 和 3 年 7 月 1 日 掲 示 済 )

庁 中 一 般

横 浜 市 市 民 局 ス ポ ー ツ 統 括 室 に 勤 務 す る 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 す る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る 。

令 和 3 年 7 月 1 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 市 民 局 ス ポ ー ツ 統 括 室 に 勤 務 す る 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 す る 規 程

( 趣 旨 )

第 1 条 この 規 程 は 、 横 浜 市 市 民 局 ス ポ ー ツ 統 括 室 に 勤 務 す る 職 員 の 勤 務 時 間 に つ い て 必 要 な 事 項 を 定 め る も の と す る 。

( 勤 務 時 間 )

第 2 条 職 員 の 組 別 、 勤 務 時 間 、 休 憩 時 間 及 び 勤 務 を 要 し な い 日 は 、 別 表 の と お り と す る 。

2 前 項 の 指 定 は 、 室 長 、 部 長 及 び 職 員 が 勤 務 す る 課 の 長 が 定 め る 。

附 則

( 施 行 期 日 )

1 この 達 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

( この 達 の 失 効 )

2 この 達 は 、 令 和 3 年 9 月 1 日 限 り 、 そ の 効 力 を 失 う 。

別 表 ( 第 2 条 第 1 項 )

組 別	勤 務 時 間	休 憩 時 間	勤 務 を 要 し な い 日
1 組	午 前 5 時 30 分 か ら 午 後 2 時 15 分 ま で	勤 務 時 間 の 途 中 に 1 時 間 を 与 え る	4 週 間 を 通 じ 8 日 と な る よ う あ ら か じ め 指 定 す る 日
2 組	午 前 6 時 か ら 午 後 2 時 45 分 ま で		
3 組	午 前 6 時 30 分 か ら 午 後 3 時 15 分 ま で		
4 組	午 前 7 時 か ら 午 後 3 時 45 分 ま で		
5 組	午 前 8 時 か ら 午 後 4 時 45 分 ま で		
6 組	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で		
7 組	午 前 10 時 30 分 か ら 午 後 7 時 15 分 ま で		
8 組	午 後 零 時 か ら 午 後 8 時 45 分 ま で		
9 組	午 後 零 時 30 分 か ら 午 後 9 時 15 分 ま で		
10 組	午 後 零 時 45 分 か ら 午 後 9 時 30 分 ま で		
11 組	午 後 1 時 30 分 か ら 午 後 10 時 15 分 ま で		
12 組	午 後 1 時 45 分 か ら 午 後 10 時 30 分 ま で		
13 組	午 後 2 時 か ら 午 後 10 時 45 分 ま で		

14 組	午後 2 時 45 分から午後 11 時 30 分まで		
15 組	午後 3 時から午後 11 時 45 分まで		

---

## 区 告 示

---

金 沢 区 告 示 第 13 号 （ 令 和 3 年 6 月 21 日 掲 示 済 ）

地 縁 に よ る 団 体 の 認 可

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す  
る 地 縁 に よ る 団 体 と し て 、 次 の と お り 認 可 し た 。

令 和 3 年 6 月 21 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

1 名 称

西 大 道 町 内 会

2 規 約 に 定 め る 目 的

会 員 相 互 の 親 睦 と 福 祉 の 増 進 を 図 り 、 地 域 的 な 共 同 活 動 を 行 う  
こ と に よ り 良 好 な 地 域 社 会 の 維 持 及 び 形 成 に 資 す る こ と 。

3 区 域

金 沢 区 大 道 一 丁 目 24 番 か ら 29 番 ま で 及 び 32 番 か ら 86 番 ま で 並 び  
に 大 道 二 丁 目 17 番 か ら 36 番 ま で の 区 域

4 主 たる 事 務 所

金 沢 区 大 道 一 丁 目 45 番 2 号

5 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所

飯 塚 久 典

金 沢 区 大 道 一 丁 目 36 番 11 号

6 裁 判 所 に よ る 代 表 者 の 職 務 執 行 の 停 止 の 有 無 並 び に 職 務 代 行 者  
の 選 任 の 有 無

無

7 代 理 人 の 有 無

無

8 解 散 の 事 由

地 方 自 治 法 第 260 条 の 20 の 規 定 に よ り 解 散 す る 。 総 会 の 議 決 に  
基 づ い て 解 散 す る 場 合 は 、 全 会 員 の 3 分 の 2 以 上 の 承 諾 を 得 な け  
れ ば な ら ない 。

9 認 可 年 月 日

令 和 3 年 6 月 21 日

神奈川区告示第4号（令和3年6月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、浜町二丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月24日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	榎 本 博 明 神奈川区神奈川二丁 目10番33号	浅 利 典 幸 神奈川区神奈川二丁 目2番10号

神奈川区告示第6号（令和3年6月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、二ツ谷町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月24日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小林 一郎 神奈川区二ツ谷町1 番地の14	榎本 一男 神奈川区二ツ谷町10 番地の1
主たる事務所の所在地	神奈川区二ツ谷町1 番地の14	神奈川区二ツ谷町10 番地の1



戸塚区告示第10号（令和3年6月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、新沢睦会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月24日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	佐々木 望 美 戸塚区戸塚町 4,361 番地の30	入 江 一 哉 戸塚区戸塚町 3,559 番地の4

戸塚区告示第11号（令和3年6月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、富士ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月24日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大塚 弥 生 戸塚区下倉田町 828 番地の 115	菅 谷 善 幸 戸塚区下倉田町 1,89 7番地の 117

戸塚区告示第12号（令和3年6月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東急汲沢台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月24日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	猪 狩 秀 雄 戸塚区汲沢町 1,282 番地の27	齋 藤 透 戸塚区汲沢町 1,311 番地

戸塚区告示第13号（令和3年6月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁法人小雀町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月24日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	福井和己 戸塚区小雀町 2,073 番地	團野勝美 戸塚区小雀町 2,299 番地の7

戸塚区告示第14号（令和3年6月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、アザリエ自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月24日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	寺尾正彦 戸塚区矢部町 1,417 番地	長田哲夫 戸塚区矢部町 1,668 番地の17

戸塚区告示第15号（令和3年6月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、電電戸塚団地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月24日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	篠 崎 臣 戸塚区平戸五丁目25 番15号	北 爪 靖 彦 戸塚区平戸四丁目18 番12号

中 区 告 示 第 1 号

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 山 元 町 一 丁 目 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 中 区 長 直 井 ユ カ リ

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	杉 山 俊 夫 中 区 山 元 町 1 丁 目 44 番 地	山 村 哲 男 中 区 山 元 町 1 丁 目 41 番 地

栄区告示第7号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、本郷富士見ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月5日

横浜市栄区長 富士田

学

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	末 村 高 志 栄区中野町 1,059 番 地の 21	下 関 豊 栄区中野町 1,058 番 地の 27



栄区告示第8号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、庄戸一丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月5日

横浜市栄区長 富士田

学

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	内藤 一 栄区庄戸一丁目7番 18号	湯本 義雄 栄区庄戸一丁目14番 2号

栄区告示第9号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、長倉町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月5日

横浜市栄区長 富士田

学

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	嘉 部 典 子 栄区長倉町9番2号	久 留 静 江 栄区長倉町4番20号

栄区告示第10号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、庄戸三丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月5日

横浜市栄区長 富士田

学

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	草壁智則 栄区庄戸三丁目24番 25号	草壁未来 栄区庄戸三丁目24番 25号

栄区告示第11号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、庄戸四丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月5日

横浜市栄区長 富士田

学

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	横 山 昌 樹 栄区庄戸四丁目21番 14号	平 口 春 子 栄区庄戸四丁目21番 17号

---

## 水 道 局

---

横浜市水道局企業職員の職務発明に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年7月5日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 大久保 智 子

水道局規程第10号

横浜市水道局企業職員の職務発明に関する規程の一部を改正する規程

横浜市水道局企業職員の職務発明に関する規程（昭和57年12月水道局規程第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「間における実績に応じて、その収入を」を「当該特許権等に係る実施料収入の金額から当該特許権等の12月31日時点の維持費用の累計額（初期費用及び前年までの収入額をもって充てた維持費用の額を除く。）を控除した額を、」に改め、「合計額を」の次に「実施補償金として」を加える。

第1号様式、第3号様式及び第4号様式中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この規程による改正後の横浜市水道局企業職員の職務発明に関する規程第14条の規定は、令和4年1月1日以降に支払う実施補償金から適用する。

---

## 交 通 局

---

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年6月23日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第12号（令和3年6月23日揭示済）

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和47年12月交通局規程第27号）の一部を次のように改正する。

第101条第3項を次のように改める。

3 第1項第1号又は第2号に規定する物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

第101条に次の3項を加える。

4 旅客に対し、前項に規定する点検の対象者を特定するための協力を求めることがある。

5 前2項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合において、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

交通局告示第11号

横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正

横浜市乗合自動車の運転系統（平成24年3月交通局告示第8号）の一部を次のように改正し、令和3年7月11日から実施する。

令和3年7月5日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三村 庄一

1 普通系統の表45の項中

「

45	ア	京急ニュータウン ～洋光台駅前	上永谷駅前、すずかけ通、清水橋、港南台駅前、南公園前	往 11.770 復 11.770	
	イ	上永谷駅前～洋光台駅前	すずかけ通、清水橋、港南台駅前、南公園前	往 8.970 復 8.970	
	ウ	野庭中央公園～洋光台駅前	すずかけ通、清水橋、港南台駅前、南公園前	8.250	往路のみ
	エ	上永谷駅前～野庭中央公園	すずかけ通	往 3.300 復 3.300	
	オ	上永谷駅前～上永谷駅前	野庭中央公園、すずかけ通	5.120	循環

」

を

「

45	ア	上永谷駅前～洋光台駅前	すずかけ通、清水橋、港南台駅前、南公園前	往 8.970 復 8.970	
	イ	野庭中央公園～洋	すずかけ	8.250	往路のみ

		光台駅前	通、清水橋、港南台駅前、南公園前		
	ウ	上永谷駅前～野庭中央公園	すずかけ通	往 3.300 復 3.300	

に改め、同表 181 の項の次に次のように加える。

188	ア	上永谷駅前～上永谷駅前	天谷大橋、わんぱく公園前、野庭地区センター・ケアプラザ前	5.610	一方循環
	イ	上永谷駅前～野庭地区センター・ケアプラザ前	天谷大橋、わんぱく公園前	3.710	往路のみ

1 普通系統の表 208 の項中

208		横浜駅西口～横浜駅西口	浅間下、和田町、市民病院、岡野町	10.410	一方循環
-----	--	-------------	------------------	--------	------

を  
「

208		横浜駅西口～横浜駅西口	浅間下、和田町、市民病院、岡野町	10.410	循環外回り 平日のみ運行
209		横浜駅西口～横浜駅西口	浅間下、市民病院、和田町、岡野町	10.570	循環内回り 平日のみ運行

に改め、同表 219 の項中

「



219	ア	弘明寺～弘明寺	外語短大 正門前、 階段上、 藤の木	2.680	一方循環
	イ	弘明寺～みつが丘 中央	外語短大 正門前、 階段上、 藤の木	2.240	復路のみ

」

を  
「

219	ア	弘明寺～弘明寺	岡村西公 園、階段 上、藤の 木	2.680	一方循環
	イ	弘明寺～みつが丘 中央	藤の木、 岡村西公 園、階段 上	2.000	往路のみ
	ウ	みつが丘中央～弘 明寺	岡村西公 園、階段 上、藤の 木	2.240	復路のみ

」

に改め、同表 294 の項を削り、同表 318 の項の次に次のように加える。

「

321	ア	三井アウトレット パーク～三井アウ トレットパーク	なぎさ団 地、能見 台駅入口 、慶珊寺 前	10.120	循環外回り
	イ	三井アウトレット パーク～三井アウ トレットパーク	慶珊寺前 、富岡、 イガイ根 公園前	10.900	循環内回り
	ウ	サブセンター前～ 三井アウトレット パーク	なぎさ団 地、能見 台駅入口 、慶珊寺	7.880	往路のみ

			前		
	エ	三井アウトレット パーク～木材港入 口	慶珊寺前 、富岡、 イガイ根 公園前	9.430	往路のみ

」

交通局公告第4号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次の者を令和3年6月11日懲戒処分に付した

。

令和3年7月5日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
高速鉄道本部駅務管理所	運輸職員	飯 島 悠 貴	停職9箇月

---

## 区選挙管理委員会

---

鶴見区選挙管理委員会告示第2号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の任期が令和3年8月29日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和3年7月5日

横浜市鶴見区選挙管理委員会  
委員長 木村 泰一郎

登録の移替えを停止する期間

令和3年7月15日から横浜市長選挙の期日まで

## 神 奈 川 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 2 号

## 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

横 浜 市 長 の 任 期 が 令 和 3 年 8 月 29 日 に 満 了 す る こ と に 伴 い 、 公 職 選 挙 法 施 行 令 ( 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ) 第 17 条 本 文 た だ し 書 の 規 定 に よ り 、 次 の 期 間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間 の 最 終 日 の 翌 日 以 後 に 延 期 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 神 奈 川 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 鈴 鹿 市 郎

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 3 年 7 月 15 日 か ら 横 浜 市 長 選 挙 の 期 日 ま で

## 西 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号

## 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

横 浜 市 長 の 任 期 が 令 和 3 年 8 月 29 日 に 満 了 す る こ と に 伴 い 、 公 職 選 挙 法 施 行 令 ( 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ) 第 17 条 本 文 た だ し 書 の 規 定 に よ り 、 次 の 期 間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間 の 最 終 日 の 翌 日 以 後 に 延 期 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 西 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 瀬 尾 政 宏

## 登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 3 年 7 月 15 日 か ら 横 浜 市 長 選 挙 の 期 日 ま で

## 中 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 3 号

## 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

横 浜 市 長 の 任 期 が 令 和 3 年 8 月 29 日 に 満 了 す る こ と に 伴 い 、 公 職 選 挙 法 施 行 令 ( 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ) 第 17 条 本 文 た だ し 書 の 規 定 に よ り 、 次 の 期 間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間 の 最 終 日 の 翌 日 以 後 に 延 期 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 高 島 清

## 登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 3 年 7 月 15 日 か ら 横 浜 市 長 選 挙 の 期 日 ま で

## 南 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

## 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

横 浜 市 長 の 任 期 が 令 和 3 年 8 月 29 日 に 満 了 す る こ と に 伴 い 、 公 職 選 挙 法 施 行 令 ( 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ) 第 17 条 本 文 た だ し 書 の 規 定 に よ り 、 次 の 期 間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間 の 最 終 日 の 翌 日 以 後 に 延 期 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 南 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 堀 口 弘 之

## 登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 3 年 7 月 15 日 か ら 横 浜 市 長 選 挙 の 期 日 ま で



## 港 南 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

## 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

横 浜 市 長 の 任 期 が 令 和 3 年 8 月 29 日 に 満 了 す る こ と に 伴 い 、 公 職 選 挙 法 施 行 令 ( 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ) 第 17 条 本 文 た だ し 書 の 規 定 に よ り 、 次 の 期 間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間 の 最 終 日 の 翌 日 以 後 に 延 期 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 港 南 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 長 谷 川 勝 保

## 登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 3 年 7 月 15 日 か ら 横 浜 市 長 選 挙 の 期 日 ま で

保 土 け 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

横 浜 市 長 の 任 期 が 令 和 3 年 8 月 29 日 に 満 了 す る こ と に 伴 い 、 公 職  
選 挙 法 施 行 令 ( 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ) 第 17 条 本 文 た だ し 書 の 規 定 に  
よ り 、 次 の 期 間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間 の  
最 終 日 の 翌 日 以 後 に 延 期 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 保 土 け 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 山 本 俊 明

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 3 年 7 月 15 日 か ら 横 浜 市 長 選 挙 の 期 日 ま で

## 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

## 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

横 浜 市 長 の 任 期 が 令 和 3 年 8 月 29 日 に 満 了 す る こ と に 伴 い 、 公 職 選 挙 法 施 行 令 ( 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ) 第 17 条 本 文 た だ し 書 の 規 定 に よ り 、 次 の 期 間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間 の 最 終 日 の 翌 日 以 後 に 延 期 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 篠 崎 啓 史

## 登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 3 年 7 月 15 日 か ら 横 浜 市 長 選 挙 の 期 日 ま で

## 磯子区選挙管理委員会告示第1号

## 選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の任期が令和3年8月29日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和3年7月5日

横浜市磯子区選挙管理委員会  
委員長 原 國 晃

## 登録の移替えを停止する期間

令和3年7月15日から横浜市長選挙の期日まで

## 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 2 号

## 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

横 浜 市 長 の 任 期 が 令 和 3 年 8 月 29 日 に 満 了 す る こ と に 伴 い 、 公 職 選 挙 法 施 行 令 ( 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ) 第 17 条 本 文 た だ し 書 の 規 定 に よ り 、 次 の 期 間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間 の 最 終 日 の 翌 日 以 後 に 延 期 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 真 鍋 徳 茂

## 登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 3 年 7 月 15 日 か ら 横 浜 市 長 選 挙 の 期 日 ま で

## 港 北 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

## 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

横 浜 市 長 の 任 期 が 令 和 3 年 8 月 29 日 に 満 了 す る こ と に 伴 い 、 公 職 選 挙 法 施 行 令 ( 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ) 第 17 条 本 文 た だ し 書 の 規 定 に よ り 、 次 の 期 間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間 の 最 終 日 の 翌 日 以 後 に 延 期 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 港 北 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 片 川 健 治

## 登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 3 年 7 月 15 日 か ら 横 浜 市 長 選 挙 の 期 日 ま で

## 緑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

## 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

横 浜 市 長 の 任 期 が 令 和 3 年 8 月 29 日 に 満 了 す る こ と に 伴 い 、 公 職 選 挙 法 施 行 令 ( 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ) 第 17 条 本 文 た だ し 書 の 規 定 に よ り 、 次 の 期 間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間 の 最 終 日 の 翌 日 以 後 に 延 期 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 緑 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 庄 司 優

## 登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 3 年 7 月 15 日 か ら 横 浜 市 長 選 挙 の 期 日 ま で

## 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

## 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

横 浜 市 長 の 任 期 が 令 和 3 年 8 月 29 日 に 満 了 す る こ と に 伴 い 、 公 職 選 挙 法 施 行 令 ( 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ) 第 17 条 本 文 た だ し 書 の 規 定 に よ り 、 次 の 期 間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間 の 最 終 日 の 翌 日 以 後 に 延 期 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 高 橋 俊 雄

## 登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 3 年 7 月 15 日 か ら 横 浜 市 長 選 挙 の 期 日 ま で



## 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

## 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

横 浜 市 長 の 任 期 が 令 和 3 年 8 月 29 日 に 満 了 す る こ と に 伴 い 、 公 職 選 挙 法 施 行 令 ( 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ) 第 17 条 本 文 た だ し 書 の 規 定 に よ り 、 次 の 期 間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間 の 最 終 日 の 翌 日 以 後 に 延 期 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 細 野 正 隆

## 登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 3 年 7 月 15 日 か ら 横 浜 市 長 選 挙 の 期 日 ま で

## 戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号

## 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

横 浜 市 長 の 任 期 が 令 和 3 年 8 月 29 日 に 満 了 す る こ と に 伴 い 、 公 職 選 挙 法 施 行 令 ( 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ) 第 17 条 本 文 た だ し 書 の 規 定 に よ り 、 次 の 期 間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間 の 最 終 日 の 翌 日 以 後 に 延 期 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 鈴 木 巖

## 登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 3 年 7 月 15 日 か ら 横 浜 市 長 選 挙 の 期 日 ま で

## 栄区選挙管理委員会告示第2号

## 選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の任期が令和3年8月29日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和3年7月5日

横浜市栄区選挙管理委員会  
委員長 中 田 慶 明

## 登録の移替えを停止する期間

令和3年7月15日から横浜市長選挙の期日まで

## 泉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 2 号

## 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

横 浜 市 長 の 任 期 が 令 和 3 年 8 月 29 日 に 満 了 す る こ と に 伴 い 、 公 職 選 挙 法 施 行 令 ( 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ) 第 17 条 本 文 た だ し 書 の 規 定 に よ り 、 次 の 期 間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間 の 最 終 日 の 翌 日 以 後 に 延 期 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 泉 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 與 倉 光 男

## 登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 3 年 7 月 15 日 か ら 横 浜 市 長 選 挙 の 期 日 ま で

## 瀬谷区選挙管理委員会告示第3号

## 選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の任期が令和3年8月29日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和3年7月5日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会  
委員長 二階堂 一 巳

## 登録の移替えを停止する期間

令和3年7月15日から横浜市長選挙の期日まで

監査委員

横浜市監査委員告示第1号

包括外部監査人の監査の事務を補助する者

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による包括外部監査人柳原匠巳の監査の事務を補助する者の協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月5日

横浜市監査委員 藤野次雄  
 同 高品彰  
 同 前田一  
 同 横山正人  
 同 中山大輔

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
江口一生	都筑区川和町 2,320番地の1	令和3年6月28日から 令和4年3月31日まで
加藤聡	東京都世田谷区喜多見 8丁目17番13号	令和3年6月28日から 令和4年3月31日まで
神戸政之	西区桜木町 4丁目17番地	令和3年6月28日から 令和4年3月31日まで
木下哲	東京都荒川区荒川 1丁目7番6号	令和3年6月28日から 令和4年3月31日まで
田中友里子	港南区丸山台一丁目2番1-E 1614号	令和3年6月28日から 令和4年3月31日まで
名手芳隆	千葉県船橋市馬込町 1,010番地の36	令和3年6月28日から 令和4年3月31日まで
本郷順子	東京都町田市森野 1丁目32番14-1008号	令和3年6月28日から 令和4年3月31日まで

---

職 員 共 済 組 合

---

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 5 号

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 規 程 ( 平 成 16  
年 4 月 1 日 職 員 共 済 組 合 公 告 第 11 号 ) は 、 令 和 3 年 7 月 5 日 限 り 廃  
止 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合  
理 事 長 平 原 敏 英

## 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 6 号

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 事 務 局 処 務 規 程 の 一 部 改 正

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 事 務 局 処 務 規 程 ( 昭 和 38 年 1 月 職 員 共 済 組 合  
公 告 第 1 号 ) の 一 部 改 正 を こ こ に 公 告 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合

理 事 長 平 原 敏 英

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 事 務 局 処 務 規 程 ( 昭 和 38 年 1 月 職 員 共 済 組 合  
公 告 第 1 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 変 更 す る 。第 1 条 第 2 項 「 庶 務 係 」 第 7 号 「 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 情 報 公 開 ・  
個 人 情 報 保 護 審 査 会 に 関 す る こ と 。 」 を 削 り 、 第 8 号 以 下 を 1 号 ず  
つ 繰 り 上 げ る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 公 告 の 日 か ら 施 行 す る 。



## 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 7 号

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 個 人 情 報 の 保 護 に 関 する 規 程 の 一 部  
改 正

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 個 人 情 報 の 保 護 に 関 する 規 程 ( 昭 和 38 年 1 月  
職 員 共 済 組 合 公 告 第 1 号 ) の 一 部 改 正 を こ こ に 公 告 す る 。

令 和 3 年 7 月 5 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合

理 事 長 平 原 敏 英

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 個 人 情 報 保 護 に 関 する 規 程 ( 令 和 元 年 5 月 職  
員 共 済 組 合 公 告 第 1 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 変 更 す る 。

第 2 条 第 1 項 第 6 号 中、「( 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 の 保 有 す る 情 報  
の 公 開 に 関 する 規 程 ( 平 成 16 年 4 月 職 員 共 済 組 合 公 告 第 11 号。以 下  
「 情 報 公 開 規 程 」 と い う 。 ) 第 2 条 に 規 定 す る 文 書 に 記 録 さ れ て い  
る も の に 限 る 。 ) 」 を 削 る 。

附 則

こ の 規 程 は、公 告 の 日 か ら 施 行 す る 。

---

## そ の 他

---

第11回九都県市合同防災訓練・図上訓練企画実施等業務委託に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年7月5日

契約事務受任者

九都県市合同防災訓練連絡部会座長 木村正夫

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

第11回九都県市合同防災訓練・図上訓練企画実施等業務委託一式

#### (2) 業務内容

入札説明書による。

#### (3) 履行期間

契約決定日から令和4年3月18日まで

#### (4) 履行場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市総務局危機管理室危機管理部緊急対策課

#### (5) 入札方法

この入札は、総価により行う。

### 2 入札参加資格

(1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「各種調査企画」に登録が認められている者であること。

(3) 開札日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 当該業務又はこれと同種の業務の実績を有する者であること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所等

当該契約に係る入札説明書等は、次項第2号に掲げる局課において、この公告の日から開札日まで閲覧に供する。

### 4 入札説明書の交付方法等

横浜市総務局緊急対策課ホームページよりダウンロード可能。

（<http://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/itaku/somu/20210705.html>）

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から令和3年7月16日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市総務局危機管理室危機管理部緊急対策課（横浜市庁舎10階）  
電話 045(671)2064（直通）

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

令和3年7月16日まで  
書留郵便で必着  
（宛先）中区本町6丁目50番地の10  
横浜市総務局緊急対策課

(2) 開札

令和3年7月19日午後2時00分  
（所在）中区本町6丁目50番地の10 10階  
（会場名）横浜市役所職員会議室

6 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
- (2) 第2項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札

7 落札者の決定

横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除する。

9 契約金の支払方法

(1) 前金払

行わない。

(2) 契約金の支払方法

完了検査終了後、請求に基づき契約金額を一括して支払う。

## 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否  
要する。
- (3) 詳細は、入札説明書による。

電子署名に用いる証明書

横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第26条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和3年7月5日

横浜市長 林 文子

神奈川区長（神奈川土木事務所入札専用）

署名者の電子媒体上の表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU= Kanagawaku, OU= Kanagawadobokujimusho, CN= Kanagawakucho Kanagawadobokujimushonyusatsusenyō
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年7月5日
有効期限	令和8年6月17日
シリアル番号	5b 87 1e 45
フィンガープリント	01 f1 1e 3a 00 c6 76 74 95 b8 fa 4b 1b 2a 32 2f 94 1b d3 98

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

電子署名に用いる証明書の失効

横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第26条第1項により行う電子署名に用いる次の証明書は、その効力を失う。

令和3年7月5日

横浜市長 林 文子

神奈川区長（神奈川土木事務所入札専用）

署名者の電子媒体上の表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU= Kanagawaku, OU= Kanagawadobokujimusho, CN= KanagawakuchoKanagawadobokujimushonyusatsusenyō
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年2月5日
有効期限	令和8年2月4日
シリアル番号	5b 86 fc 4f
フィンガープリント	cc d6 b1 fd 94 5e 51 e3 11 cb db e2 08 24 41 54 9c 31 6b 02

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。